

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市環境影響評価審査会				
事務局 (担当課)		環境政策課 電話042-769-8240(直通)				
開催日時		令和2年1月20日(月) 18時00分～19時45分				
開催場所		ソレイユさがみ セミナールーム2				
出席者	委員	11人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	6人(環境共生部長、環境政策課長、他4人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	16人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 審議 「(仮称)津久井農場計画」環境影響評価準備書 (2) 報告 「(仮称)津久井農場計画」公聴会				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開会

定足数の確認の上、開会した。

2 議題

片谷会長の進行により議事が進められた。

(1) 「(仮称)津久井農場計画」について

「(仮称)津久井農場計画」に係る環境影響評価準備書について、「資料1」、「資料2-1」及び「資料2-2」を基に、「公聴会の開催結果」及び「各項目における答申の案」が事務局から説明された。

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果について、市道志田における工事用車両による等価騒音レベルの増加分が大きい。

市道志田を2車線に拡幅するとして、評価において道路に面する地域の環境基準と比較しているが、現状のB地域の2車線ではない道路に面する地域ではより厳しい基準値であることから、評価で選定している基準の見直しを検討されたい。

市道志田の拡幅の可否が不確定であることから、その状況に応じた再予測を求める答申(案)としており、この中で対応できるのではないかと。

市道志田の拡幅については、公聴会において地権者からも意見が出ており、見直しが必要な状況になっていると考える。市道志田の拡幅に対する事業者見解を踏まえた上で答申を確定したい。

意見見解書でも悪臭への懸念が出ていることから、有効な対策をしてもらいたい。

畜産関係への悪臭対策は進歩してきているが、消臭剤等については、適切な使用が重要である。

「地表水」1の答申(案)は、予測条件の見直しの検討を求めるというものであることから、示されたとおりで了承する。

降雨強度を7mm/hから30mm/hに見直して予測するとしているが、予測条件の変更による予測結果に問題は生じないのか。

前回の審査会の追加資料において、降雨強度を30mm/hとした予測結果が示されていたが、沈砂池の計画を見直すということであり、対応できる大きさに見直されれば問題は生じないと思う。

「地下水・湧水」について、糞尿による地下水汚染に留意する必要があるが、糞尿はすべて敷料に含ませて堆肥化することである。その場合、堆肥量が敷料を入れない場合の数倍になることもあり、供用時の運搬交通量等に影響が出ることもあるので、堆肥の発生量にこの点を考慮しているのか確認されたい。

(欠席委員意見代読)「地形・地質」について、地滑り対策への更なる環境保全措置を進められたい。

供用時の交通量については、精査した上で、評価書に記載されたい。

「動物・植物共通」について、例えばビオトープの整備等の積極的な代償措置が取られることもあるが、ミティゲーション効果を高めるような措置が必要であり、代償方法としての前向きな方針を示されたい。

(欠席委員意見代読)「植物」 1の答申(案)は、下流域の水生生物への更なる環境保全措置の検討を求めるというものであることから、示されたとおりで了承する。

「動物」 1について、事業者と事前協議を行った。古巣が確認されているが、営巣地を変えることが多い種であり、周辺にも営巣適地があることから、当該古巣の樹木を伐採しても良いと判断した。

なお、工事実施時に改変区域内で猛禽類の繁殖を確認した場合には、繁殖への影響を抑えるための保全措置を講ずることとされたい。

「安全」 2及び 3の答申(案)は、課題はあるが対応できていると考えることから、示されたとおりで了承する。

「安全」 5について、搬入・搬出ともに鋭角に曲がるような利用があるのであれば、その影響に配慮する必要がある。

市道志田については、拡幅ができることが予測条件であったが、公聴会等の経過を踏まえると拡幅の可否がわからなくなってきている。再予測結果が評価書に示されても審議する機会がないことから、評価書対応とする事業者見解は受け入れがたく、準備書段階における審議が必要ではないか。

環境影響評価手続において不確定要素があることはやむを得ないが、現段階で想定される複数案における環境負荷が最大となる予測結果を示してもらうなど、準備書段階における審議ができるような状況にしたい。

「景観」の答申(案)について、落葉期への影響を明らかにすることを求めるというものであることから、示されたとおりで了承する。

改変区域が視認できるルートからの景観の変化の程度について、関東ふれあいの道における地点追加の検討を求めたい。

土砂等の埋立て等に関する条例において、事業期間を原則3年とした主旨を示されたい。

配慮書における複数案の比較を経て第2案の事業計画が採用されていることは承知しているが、地形改変量は第4案が最も少なく、代替案の比較指標が残置森林面積の比率等の分かりにくい値を巧妙に用いることで恣意的に第2案を採用しており、再考の余地がある。施設配置計画では、施設以外の空地が多いように感じることから、平坦部の面積を縮小することで埋め立て標高を下げ、土量を減らすことができるのではないか。

配慮書段階に戻っての審議はできないが、施設配置計画の縮小の可能性については確認されたい。

評価書時の変更は、軽微なものであるべきではないか。今回のような予測条件の大きな変更が想定された場合には、準備書の再提出を求めることはできないのか。

準備書意見見解書の提出日から4月以内に準備書市長意見書を作成することが原則だが、埋立区域面積又は搬入土量が10パーセント以上増加した場合や虚偽の記載をしていた場合等においては、手続の再実施を求めることが可能である。

道路拡幅については、事業者自身ではなく他者の影響を受ける条件であることから、近いうちに確定することが困難な場合には、想定される複数案における予測等を示してもらえれば審議を進めることはできるのではないか。

公聴会においても道路拡幅に反対している意見があり、3年で完了しないことも想定され、土砂等の埋立て等に関する条例として事業が分割された場合には、環境影響評価手続も分けて行うことになるのか。

事業計画の分け方にもよるが、基本的には環境影響評価手続は事業全体で行うことが望ましい。

土砂等の埋立て等に関する条例で事業計画が原則3年とされているのであれば、それに対応する計画とする必要があるのではないか。

工事工程表では盛土工事は3年以下の計画となっているが、土砂等の埋立て等に関する条例の対象範囲がどこまでなのか示されたい。

評価において「可能な限り低減され、環境の保全についての配慮がなされていると評価します」という曖昧な表現がある。「必要十分な対策」が求められるので、できることとできないことを明確にした表現が良いのではないか。

「可能な限り」という表現については、法の基本的事項でも「実行可能な範囲内」という表現があり、どちらも「最大限」を意味しているが、意図が伝わり切れていないところもある。技術指針改定時の検討事項としたい。

以 上

相模原市環境影響評価審査会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠
1	小根山 裕之	首都大学東京 都市環境学部 教授		出席
2	片谷 教孝	桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授	会長	出席
3	加藤 ゆき	神奈川県立生命の星・地球博物館 主任学芸員		出席
4	亀卦川 幸浩	明星大学 理工学部 教授		欠席
5	黒田 道子	東京工科大学 名誉教授		出席
6	桑原 勇進	上智大学 法学部 教授		出席
7	菅原 敬	首都大学東京 理学研究科 准教授		欠席
8	田中 修三	明星大学 理工学部 教授	副会長	出席
9	塚田 英晴	麻布大学 獣医学部 准教授		出席
10	畠山 吉則	日本大学 生物資源科学部 准教授		出席
11	御法川 学	法政大学 理工学部 教授		欠席
12	宮脇 健太郎	明星大学 理工学部 教授		出席
13	室田 昌子	東京都市大学 環境学部 教授		欠席
14	屋代 雅充	元 東海大学 観光学部 教授		出席
15	吉永 龍起	北里大学 海洋生命科学部 准教授		出席